

はじめに

私たちが生きるこの現代社会は、これまでになく複雑で変化の激しい社会であると言われています。将来の予測が困難であり、グローバル化が進展する社会において、これからの時代を担う子どもたちにどのような力を育んで行くべきなのか、そのためにはどのような教育課程が必要となるのか、という考えに基づき定められたのが、平成30年3月に公示された新しい高等学校学習指導要領です。

今回の改訂の基本的な考え方としては、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するために、「社会に開かれた教育課程」を重視すること、知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等との育成のバランスを重視し、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること、そして、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施されることがポイントになります。子どもの視点に立って、一人一人が潜在的な力を発揮し、活躍できるようにするために、「何を知っているか、何ができるか」、「知っていること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」といった三つの柱を基に、それぞれをバランス良く膨らませながら教育課程を考え、日々の授業を計画していくことが一層求められます。

高等学校における新学習指導要領は、本年4月から「総則」、「総合的な探究の時間」及び「特別活動」が実施されております。各教科・科目については、令和4年度から年次進捗で実施されることとなります。

教育委員会では、高等学校学習指導要領の円滑な導入のために、平成31年3月に「宮城県公立高等学校教育課程編成の手引 総則編・総合的な探究の時間編・特別活動編」を発行したところですが、これに続き、今回「教科編」を作成いたしました。

各学校においては、この手引きを活用し、新学習指導要領に対する理解を一層深めるとともに、学校や地域の実態を踏まえつつ、発達の段階に応じた縦の繋がりとともに各教科の横の繋がりも考えながら学びの内容を検討し、教育課程を適切に構築していただきたいと思っております。

令和元年6月

宮城県教育委員会教育長
伊東 昭代